

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
福 祉 基 金 規 程

平成 9年12月25日制定

平成19年12月25日一部改正

(設置)

第1条 多様化、高度化する社会福祉ニーズは、高齢化・情報化社会を迎え、更に増幅・増進していく傾向にある。このような社会環境に対応し、介護・在宅・地域福祉等の更なる向上と充実を目指し、計画的に押し進めていく資金を確保する必要がある。このため、社会福祉法人春日市社会福祉協議会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎会計年度基金として積立てる額は、一般会計予算の定める額とし、次の各号に定める財源をもって行う。

- (1) 一般寄付金
- (2) 福祉会員会費
- (3) 次期繰越活動収支差額

(目標額)

第3条 基金積立て目標額は次のとおりとする。

2億円

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金から生じる収益は、第3条に定める目標額達成までは、この基金に編入するものとし、目標額達成後は、一般会計予算に繰り入れ、本会が行なう地域福祉事業の費用として充てることができる。

(運用)

第6条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 会長は、社会福祉事業推進財源として必要があると認めるときは、一般会計予算へ繰り入れ、これを運用することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月25日から施行する。